



専門家に経営課題を相談しよう!

令和8年度

賃上げ環境整備支援事業補助金

- 「省力化・生産性向上」につながる「設備投資・機器購入」に活用いただけます。
- 設備投資・機器購入を専門家「中小企業診断士」が伴走支援します！
事業運営のお悩み事なども相談できます！（最大3回まで）

補助額について

① 一般枠

上限 **200** 万円
下限50万円

補助率
2/3

② 小規模企業者枠

上限 **100** 万円
下限20万円

補助率
4/5

◆中小企業基本法第2条第5項に規定する「小規模企業者」のみ、①又は②から選択

「小規模企業者」 とは	業種	製造業、その他の業種	商業（卸売業・小売業）、サービス業
	常時使用する 従業員数	20人以下	5人以下 宿泊業、娯楽業 20人以下

事前エントリー受付期間

予算額に達し次第、受付終了 事前エントリーはこちらから▶

令和8年 **5月20** 日（水）9:00～**7月17** 日（金）17:00


令和8年5月8日（金）10:00 事務局・特設サイト開設



例えば、このような設備導入等に対して補助します。



時間短縮で
省力化！
例えば食洗機



品質劣化を防ぎ
食品ロスの削減！
例えば
業務用冷蔵庫



セルフ対応で
省力化！
例えば
食券券売機

一度に多くの運搬で
作業効率UP！
例えば
フォークリフト



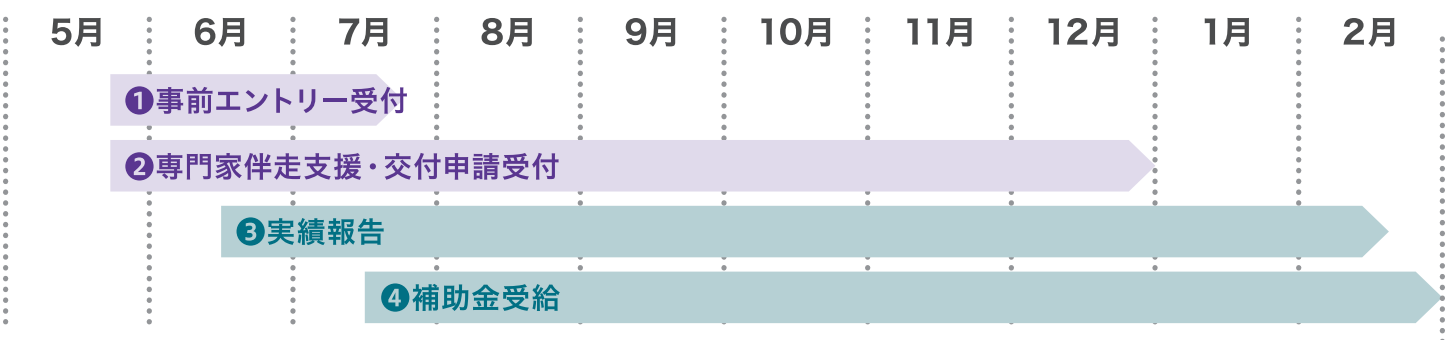
安定した大量生産で
業務効率UP！
例えば
NC加工機



【対象外】 ●汎用性が高いもの(PC・タブレット・車両・机・椅子・一般的なエアコンや冷蔵庫など) ●設備の単なる更新
●建築費・施設工事費(機械の導入に直接必要な費用は可) ●販路開拓費用(広報費・イベント費等)

事前エントリーから交付までの流れ

各社が随時①から④の順に進んでいきます。



主な補助要件

※その他の補助要件は、ホームページをご確認ください。

- 京都市内に主たる事業所を有する中小企業・団体等又は個人事業主 ※従業員を雇用していること
- 省力化や生産性向上に資する設備投資、機器購入を実施
- 実績報告時の給与支給総額が、令和7年12月と比較して、1.9%以上増加していること。
- 交付申請前に専門家(中小企業診断士)の伴走支援を受けること。

支払いまでの流れ

- ①事前エントリー 
- ②専門家伴走支援のもと事業に着手 
- ③交付申請 
- ④実績報告 
- ⑤補助金受給 

▼ その他、詳しくは特設ホームページをご確認ください ▼

お問い合わせ・
申込先

京都市 賃上げ環境整備支援事業事務局

TEL 0570-075-820 (受付時間：平日9時～12時/13時～17時)

e-mail : jimukyoku_000@kyoto-chinage.jp <https://j-lppf3.jp/kyoto-chinage/>

